

# 調 達 公 告

## 横浜市調達公告第1号

一般競争入札（工事）の施行

次のとおり「市道市ケ尾第19号線歩道設置工事」ほか3件の工事について、一般競争入札を行う。

平成28年1月5日

契約事務受任者

横浜市財政局長 鈴木 和 宏

### 1 入札参加資格

入札参加者は、落札候補（予定）者通知書の送付日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱（以下「入札取扱要綱」という。）第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 平成27・28年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 工事ごとに定める入札参加資格を全て満たす者であること。

なお、用語の定義は、次のとおりとする。

#### ア 主たる営業所の所在地

有資格者名簿における主たる営業所の所在地が属する行政区をいう。

#### イ 優良工事表彰事業者

横浜市優良工事施工会社表彰名簿に登録されている者をいう。

#### ウ 工事成績

工事ごとに入札参加資格として定めた工種に係る工事の横浜市請負工事検査事務取扱要綱第7条、横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱第8条、横浜市交通局請負工事検査事務取扱要綱第7条及び横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱要綱第6条に規定する工事完成結果通知書の評定点（工事ごとに定める期間内に完成した工事が2件以上ある場合は、完成した月が最新月のものを対象とする。また、最新月に完成した工事が2件以上ある場合は、最高点のものを対象とする。）をいう。

#### エ 発注者別評価点（主観点）

平成27・28年度の横浜市入札参加資格審査結果通知書（工事）における工種ごとの発注者別評価点（主観点）をいう。

#### オ 横浜型地域貢献企業

横浜型地域貢献企業として認定されている者をいう。

#### カ 建設機械所有事業者

ブルドーザー、ドーザーショベル、掘削機、モーターグレーダー、トラッククレーン、クローラークレーン、油圧式クレーン、クレーン付きトラック、タイヤショベル、振動ローラー又は大型ダンプ車（車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上で、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号）に基づく建設業用としての表示番号（以下「表示番号」という。）の指定を受けているもの）を所有している者又は長期の賃貸借契約（契約期間中であり、かつ契約始期から契約終期までが1年以上である賃貸借契約に限る。）をしている者をいう。

#### キ 災害協力事業者

災害協力事業者名簿に登録されている者をいう。

- (5) ICカードを購入し、電子入札システムにより利用者登録を行った者であること。
- (6) その他、詳細については横浜市契約規則、入札取扱要綱、横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）（以下「運用基準」という。）及び横浜市工事請負等競争入札参加要領（以下「入札参加要領」という。）等に定めるところによる。

### 2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。ただし、6 (1)ただし書きの定めにより入札保証金の納付を求める場合及び8 (12)に定める場合を除く。
  - (2) 設計図書のダウンロード等
    - ア 設計図書の購入先・申込期限欄において、「電子図渡しを行う」としている案件（以下「電子図渡し案件」という。）については、横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。
    - イ 電子図渡し案件以外の案件については、工事ごとに定める期間において、設計図書を購入しなければならない。設計図書の購入先及び購入の申込期間は工事ごとに定める。また、工事ごとに定める期間において、工事担当課において設計図書を閲覧に供する。
    - ウ 設計図書購入の申込手続については、横浜市のホームページを参照すること。
  - (3) 1に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。
- ### 3 入札方法等
- (1) 入札期間及び開札予定日時については、工事ごとに定める。
  - (2) 入札参加者は、定められた期間内において、電子入札システムにより入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
  - (3) 電子入札システムによらない入札参加については、運用基準第7条に定める場合を除き、認めない。
  - (4) 入札にあたっては、別途指定がある場合を除き、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。工事費内訳書の提出については、運用基準第13条を参照すること。また、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

なお、工事費内訳書とは、本市が工事ごとに定めた設計書のうち、工事内訳及び中科目別内訳（以下「中科目別内訳書」という。）又は本工事内訳書（中科目別内訳書又は本工事内訳書がないものは同等の内訳。以下同じ。）に記載した項目及び数量と一致した項目及び数量が明示されているもので、かつ、中科目別内訳書又は本工事内訳書よりも詳細な内訳が明示されたものをいう。
  - (5) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札金額とすること。
  - (6) 入札の回数は1回とする。

なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。
  - (7) 合併入札の場合には、合併の対象となる全ての工事の合計金額を入札金額とすること。
- ### 4 入札の無効
- 次の入札は、無効とする。
- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
  - (2) 1に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
  - (3) 有資格者名簿における代表者又は受任者以外の名義人によるICカードを用いて行った入札
  - (4) 3 (4)に定める工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は3 (4)の定めに従わない工事費内訳書の提出をした者が行った入札
  - (5) 6 (1)ただし書きの定めにより入札保証金の納付を求める入札において、入札保証金の取扱いに係る説明書4の各号に該当する入札
  - (6) 特定建設共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状の提出をしない者が行った入札
  - (7) 特定建設共同企業体と当該特定建設共同企業体のいずれかの構成員が同一の案件において入札を行った場合における、当該特定建設共同企業体が行った入札及び当該構成員が行った入札
  - (8) 特定建設共同企業体と当該特定建設共同企業体のいずれかの構成員を構成員とする他の特定建設共同企業体が同一の案件において入札を行った場合、これらの特定建設共同企業体が行った入札
  - (9) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が同一の案件において入札を行った場合における、当該中小企業等協同組合が行った入札及び当該組合員が行った入札
  - (10) 中小企業等協同組合と当該中小企業等協同組合のいずれかの組合員が加入する他の中小企業等協同組合が同一の案件において入札を行った場合、これらの中小企業等協同組合が行った入札
- ### 5 入札参加資格の確認及び落札の決定
- (1) 開札後、最低制限価格及び予定価格（開札後に公表する場合のみ）を開札済通知により、入札参加者に通知する。

- (2) 工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。なお、最低の価格をもって入札を行った者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。
  - (3) 工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱第3条第1項及び第2項に規定する積算疑義申立て期間終了後、落札候補者名及び落札候補者の入札金額を落札候補（予定）者通知書により入札参加者に通知し、落札の決定は保留する。
  - (4) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを確認する。
  - (5) (4)に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
    - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
    - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(4)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
  - (6) (4)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類を、落札候補（予定）者通知書の送付（(5)イの定めにより新たに落札候補者になった者については、その旨を連絡した日）から翌開庁日の午後5時までの間に財政局契約第一課へ提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(5)イの手続により落札者を決定する。
  - (7) (5)イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
  - (8) 落札候補（予定）者通知書の送付後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合（ただし、軽微な事由による停止措置を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金はこれを免除する。ただし、工事ごとの注意事項に、入札ボンド制度の試行対象工事である旨の記載がある工事については、入札保証金の納付を求める。この場合、金融機関の入札保証等をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の納付等に係る書類の提出期限、場所及び方法等については、入札保証金の取扱いに係る説明書に定めるほか、工事ごとに定める。
  - (2) 契約保証金の要否については、工事ごとに定める。
  - (3) 契約保証金を求める場合の取扱いについては、入札参加要領第27条から第29条までの規定による。
- 7 契約金の支払方法
- (1) 前金払の有無及び方法並びに部分払の回数は、工事ごとに定める。  
なお、前金払は部分払の回数に含まない。
  - (2) 工事ごとに定める前金払の方法が「する（一括）」とある場合には、契約を締結した会計年度において契約金額の10分の4以内の額を支払うとともに、公共工事の前払金に関する規則第2条第3項に規定する認定を受けたときには、追加して、契約金額の10分の2以内の額を支払う。また、工事ごとに定める前金払の方法が「する（各年）」とある場合には、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の額を当該会計年度ごとに支払うとともに、公共工事の前払金に関する規則第2条第3項に規定する認定を受けたときには、追加して、契約で定める各会計年度の出来高予定額の10分の2以内の額を当該会計年度ごとに支払う。
  - (3) 工期が複数年度に渡る場合の契約金の支払いは、契約期間中の各会計年度において、契約で定める当該会計年度の支払限度額の範囲内で、出来高に応じて行う。
- 8 その他
- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに明示する。
  - (2) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合には、工事ごとに明示する。
  - (3) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。

- (4) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が、工事ごとに定める入札参加資格（変更すべき事由が生じた日を基準日とする。）を満たすと確認された場合はこの限りでない。
- (5) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延長を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。
- (6) 本市の都合により、開札日時を変更する場合、運用基準第14条第4項に定めるとおりとする。
- (7) 落札候補（予定）者通知書の送付後、次のいずれかに該当するときは、指名停止等措置要綱第2条第1項の規定により、指名停止を行う。
- ア 落札候補者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合  
ただし、開札日が同一週にある政府調達協定の対象となる工事以外の複数の工事（工事契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱による疑義申立てがあった工事を除く。以下「一連の工事」という。）の落札候補者等となった有資格者が、一連の工事のうち、入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時が最も遅いものから順に落札者となることを辞退した場合は、指名停止を行わない。この場合においても、一連の工事の全部又は一部について、次のいずれかに該当するときは指名停止を行う。
- (7) 落札候補（予定）者通知書の送付日の翌開庁日の17時を経過した後に正当な理由なく辞退したとき。
- (イ) 一般競争入札（条件付）において、期間内に提出すべき資格確認書類の提出後に正当な理由なく辞退したとき。
- (ロ) 入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時が最も早い工事について正当な理由なく辞退したとき。
- イ 落札候補者となった者が、5(6)に定める書類の提出をしない場合
- (8) 5(4)の入札参加資格の確認とあわせて、入札取扱要綱第25条第1項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。
- (9) (8)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、予定されている現場代理人が、工事請負契約約款第11条第2項に定める常駐義務を満たさないおそれがある場合は、入札取扱要綱第25条第1項第8号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。  
ただし、工事監督課が同一であり、かつ、監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されている場合で、次のアからウのいずれかに該当するときは、この限りではない。
- ア 2件の工事請負契約の場合で、それぞれの予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が2,500万円（工種「建築」の工事請負契約の場合は5,000万円）未満のとき。
- イ 工種「建築」の工事請負契約を含まない3件の工事請負契約の場合で、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が2,500万円未満であるとき。
- ウ 工種「建築」の工事請負契約を含む3件の工事請負契約の場合で、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が5,000万円未満であるとき。ただし、3件の中に、工種「建築」以外の工事請負契約を含む場合には、工種「建築」以外の工事請負契約の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が2,500万円未満であること。  
なお、工事現場への出勤体制について制限を設けている工事請負契約、現場説明書に兼任を認めない旨を記載している工事請負契約及び設計変更等に伴う契約変更により請負代金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が2,500万円（工種「建築」の場合は5,000万円）以上となった工事請負契約については、現場代理人の他の工事との兼任を認めないものとする。
- (10) (8)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、平成27・28年度の横浜市入札参加資格審査結果（変更届を提出した場合は、審査が完了し、資格審査申請システムに登録されているもの。）における当該工事と同工種の元請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。））の6割に満たず、かつ、当該工事と同工種の下請最高請負実績額が当該工事の工事費（当該工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。））の8割に満たない者は、入札取扱要綱第25条第1項第9号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。なお、同号において変更届の提出期限の定めがあるので併せて留意すること。
- (11) (8)の適格性の審査にあたり、落札候補（予定）者通知書の送付日において、指名停止を受けている者は、入札取扱要綱第25条第1項第1号に該当し、適格性に欠ける者となるので留意すること。
- (12) 特定建設共同企業体による入札を行う場合は、入札の前に特定建設共同企業体の情報について横浜

市のホームページから登録（以下「特定JV登録」という。）を行い、提出書類のうち共同企業体協定書兼委任状を、入札締切日時までに、横浜市役所内郵便局に到着するよう横浜市財政局契約第一課あての書留郵便により郵送し、又は横浜市財政局契約第一課まで持参しなければならない。

なお、特定JV登録並びに共同企業体協定書兼委任状の作成及び提出方法等の詳細については、横浜市のホームページを参照すること。

- (13) 当該工事の契約締結について、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付すべきものである場合には、工事ごとに明示する。
- (14) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、公共工事の前払金に関する規則、入札取扱要綱、運用基準、入札参加要領及び入札保証金の取扱いに係る説明書等に定めるところによるものとする。

契約番号	1512010182					
入札方法	電子入札による					
工事件名	市道市ケ尾第19号線歩道設置工事					
施工場所	緑区北八朔町205番地8地先から212番地18地先まで					
工事概要	擁壁工一式、側溝工一式、管渠工一式、舗装工一式 ほか					
工期	契約締結の日から平成28年 3月31日まで					
予定価格	51,610,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）					
調査基準価格	-					
最低制限価格	開札後に公表（最低制限価格制度適用）					
入札参加資格	登録工種	土木				
	格付等級	【土木：B】				
	登録細目	【土木：一般土木工事】				
	所在地区分	市内				
	企業規模	-				
	技術者	土木工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は落札候補（予定）者通知書の送付日において、（1）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（2）当該雇用期間が3か月間経過しており、（3）他の工事に従事していない者でなければならない。				
	その他	次の入札参加資格を全て満たす者であること。（詳細は公告本文1（4）参照） （1）主たる営業所の所在地が、港南区、旭区、緑区、戸塚区、泉区又は瀬谷区内のいずれかであること。 （2）現場代理人は、落札候補（予定）者通知書の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月間経過している者であること。				
提出書類	（1）配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式） （2）監理技術者資格者証の写し （3）監理技術者講習修了証の写し （4）配置する技術者及び現場代理人の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）					
設計図書の購入先・申込期限	電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。					
入札期間	平成28年 1月18日（月）午前 9時00分から 平成28年 1月20日（水）午後 5時00分まで					
開札予定日時	平成28年 1月21日（木）午前 9時30分					
支払い条件	前金払	する（一括）	部分払	1回以内	契約保証	要求
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事					該当する
注意事項	入札参加にあたっては、公告本文の記載事項を確認すること。特に、工事費内訳書の作成及び提出、現場代理人の工事現場への常駐並びに最高請負実績額に係る適格性の審査について、公告本文（3（4）、8（9）及び8（10））に記載があるので留意すること。					
工事担当課	道路局横浜環状北西線建設課			電話 045-671-3535		
契約事務担当課	財政局契約第一課			電話 045-671-2244、2246		

契約番号	1512010183				
入札方法	電子入札による				
工事件名	桜木町駅前歩道橋補修工事				
施工場所	中区桜木町1丁目1番53地先				
工事概要	歩道橋高欄パネル取外工811m <sup>2</sup> 、手摺錆補修工L=125m、塗替塗装工1,130m <sup>2</sup> ほか				
工期	契約締結の日から平成28年 3月31日まで				
予定価格	55,460,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）				
調査基準価格	-				
最低制限価格	開札後に公表（最低制限価格制度適用）				
入札参加資格	登録工種	鋼構造			
	格付等級	-			
	登録細目	【鋼構造：その他の鋼構造物工事】			
	所在地区分	市内			
	企業規模	-			
	技術者	鋼構造物工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は落札候補（予定）者通知書の送付日において、（1）直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、（2）当該雇用期間が3か月間経過しており、（3）他の工事に従事していない者でなければならない。			
その他	現場代理人は、落札候補（予定）者通知書の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月間経過している者であること。				
提出書類	（1）配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式） （2）監理技術者資格者証の写し （3）監理技術者講習修了証の写し （4）配置する技術者及び現場代理人の雇用（期間）が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等）				
設計図書の購入先・申込期限	電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。				
入札期間	平成28年 1月18日（月）午前 9時00分から 平成28年 1月20日（水）午後 5時00分まで				
開札予定日時	平成28年 1月21日（木）午前 9時31分				
支払い条件	前金払	する（一括）	部分払	しない	契約保証 要求
注意事項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事				該当する
工事担当課	道路局施設課		電話 045-671-3551		
契約事務担当課	財政局契約第一課		電話 045-671-2244、2246		

契約番号	1521010640						
入札方法	電子入札による						
工事件名	栄第一水再生センター第1系列(1/2)沈殿池機械設備工事						
施工場所	栄区小菅ヶ谷二丁目5番1号						
工事概要	チェーンフライト式汚泥かき寄せ機製作・据付工4池分、スカム除去装置製作・据付工8基、鋳鉄製角形ゲート製作・据付工4門 ほか						
工期	契約締結の日から平成29年 3月31日まで						
予定価格	開札後に公表						
調査基準価格	-						
最低制限価格	開札後に公表(最低制限価格制度適用)						
入札参加資格	登録工種	機械器具設置					
	格付等級	-					
	登録細目	【機械器具設置：水処理設備工事】					
	所在区分	市内又は準市内					
	企業規模	-					
	技術者	水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。当該技術者は落札候補(予定)者通知書の送付日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過しており、(3)他の工事に従事していない者でなければならない。					
その他	次の入札参加資格を全て満たす者であること。(詳細は公告本文1(4)参照) (1)下水道施設又は類似施設(水道施設等)の沈殿池における汚泥かき寄せ機設備工事(新設、増設又は更新工事に限る。)の元請としての施工実績を有すること。 (2)上記の技術者は、下水道施設又は類似施設(水道施設等)の沈殿池における汚泥かき寄せ機設備工事の元請としての施工経験を有すること。 ※ 施工実績及び配置技術者の施工経験は、いずれも平成12年4月1日以降に完成した工事に限る。なお、当該施工実績及び施工経験が共同企業体の構成員としての実績の場合は、いずれも代表構成員のものに限る。 (3)現場代理人は、落札候補(予定)者通知書の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月間経過している者であること。						
提出書類	(1)配置技術者・現場代理人(変更)届出書(第6号様式。工事経験欄に入札参加資格に定められた施工経験を記入すること。)(2)監理技術者資格者証の写し(3)監理技術者講習修了証の写し(4)配置する技術者及び現場代理人の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等)(5)施工実績調書(工事内容欄に入札参加資格に定められた施工実績を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。)						
設計図書の購入先・申込期限	電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。						
入札期間	平成28年 1月26日(火)午前 9時00分から 平成28年 1月28日(木)午後 5時00分まで						
開札予定日時	平成28年 1月29日(金)午前 9時17分						
支払い条件	前金払	する(各年)	部分払	4回以内	契約保証	要求	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事						該当する	
注意事項	(1)入札参加にあたっては、公告本文の記載事項を確認すること。特に、工事費内訳書の作成及び提出、現場代理人の工事現場への常駐並びに最高請負実績欄に係る適格性の審査について、公告本文(3(4)、8(9)及び8(10))に記載があるので留意すること。 (2)特記仕様書において設計担当技術者の配置について定めがあるので留意すること。 (3)本件工事に含まれる工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本件工事に配置する技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。						
工事担当課	環境創造局下水道設備課			電話 045-671-2852			
契約事務担当課	財政局契約第一課			電話 045-671-2244、2246			



契約番号	1521010641						
入札方法	電子入札による						
工事件名	栄第一水再生センター第1系列(1/2)等汚泥ポンプ設備工事						
施工場所	栄区小菅ヶ谷二丁目5番1号						
工事概要	スクリー式渦巻ポンプ製作・据付工7台、横軸渦巻ポンプ製作・据付工2台、水中汚水ポンプ製作・据付工10台、空気作動式偏心構造弁製作・据付工17台 ほか						
工期	契約締結の日から平成29年 3月31日まで						
予定価格	開札後に公表						
調査基準価格	-						
最低制限価格	開札後に公表(最低制限価格制度適用)						
入札参加資格	登録工種	機械器具設置					
	格付等級	-					
	登録細目	【機械器具設置：ポンプ工事】					
	所在地区分	市内又は準市内					
	企業規模	-					
	技術者	機械器具設置工事業、水道施設工事業又は管工事業に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。 当該技術者は落札候補(予定)者通知書の送付日において、(1)直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、(2)当該雇用期間が3か月間経過しており、(3)他の工事に従事していない者でなければならない。					
	その他	次の入札参加資格を全て満たす者であること。(詳細は公告本文1(4)参照) (1)下水道施設又は類似施設(水道施設等)における汚泥用ポンプ設備工事(施工内容に汚泥引き抜き設備を含む、新設、増設又は更新工事に限る。)の元請としての施工実績を有すること。 (2)上記の技術者は、下水道施設又は類似施設(水道施設等)における汚泥用ポンプ設備工事(施工内容に汚泥引き抜き設備を含むものに限る。)の元請としての施工経験を有すること。 ※ 施工実績及び配置技術者の施工経験は、いずれも平成12年4月1日以降に完成した工事に限る。なお、当該施工実績及び施工経験が共同企業体の構成員としての実績の場合は、いずれも代表構成員のものに限る。 (3)現場代理人は、落札候補(予定)者通知書の送付日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、当該雇用期間が3か月間経過している者であること。					
提出書類	(1)配置技術者・現場代理人(変更)届出書(第6号様式。工事経験欄に入札参加資格に定められた施工経験を記入すること。)(2)監理技術者資格者証の写し(3)監理技術者講習修了証の写し(4)配置する技術者及び現場代理人の雇用(期間)が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写し等)(5)施工実績調書(工事内容欄に入札参加資格に定められた施工実績を記入し、併せて、その実績を証明する契約書及び設計図書の写し等の書類を添付すること。)						
設計図書の購入先・申込期限	電子図渡しを行う。 横浜市ホームページ発注情報画面より設計図書をダウンロードすること。						
入札期間	平成28年 1月26日(火)午前 9時00分から 平成28年 1月28日(木)午後 5時00分まで						
開札予定日時	平成28年 1月29日(金)午前 9時30分						
支払い条件	前金払	する(各年)	部分払	4回以内	契約保証	要求	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事							該当する
注意事項	(1)入札参加にあたっては、公告本文の記載事項を確認すること。特に、工事費内訳書の作成及び提出、現場代理人の工事現場への常駐並びに最高請負実績額に係る適格性の審査について、公告本文(3(4)、8(9)及び8(10))に記載があるので留意すること。 (2)特記仕様書において設計担当技術者の配置について定めがあるので留意すること。 (3)本件工事に含まれる工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本件工事に配置する技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。						
工事担当課	環境創造局下水道設備課			電話 045-671-2852			
契約事務担当課	財政局契約第一課			電話 045-671-2244、2246			